

【研究資料】

障害者施策の歴史と運動 —共同作業所運動の半世紀の系譜とともに—

北村 典幸*

キーワード：共同作業所づくり、障害者自立支援法、障害者権利条約

はじめに

きょうされん(旧称：共同作業所全国連絡会。以下、「同会」)は1977年8月6日、愛知県名古屋市で開催された全国障害者問題研究会第11回大会の期間中に、全国16か所の無認可共同作業所によって結成され、間もなく結成から半世紀という節目を迎える。そこで、本稿では半世紀にわたるわが国の障害者施策と障害者運動の特徴を、共同作業所運動の系譜とともに概観する。

1.戦後の高度経済成長と障害者運動の萌芽のなかで生まれた共同作業所づくり(1945～1969年)

戦後福祉法制は、終戦直後の福祉3法(1946年・生活保護法、1947年・児童福祉法、1949年・身体障害者福祉法)から、1960年代には福祉6法(1960年・精神薄弱者福祉法、1963年・老人福祉法、1964年・母子福祉法)の時代へ、そして救貧と傷痍軍人等に対する戦後処理対策から、次第に「更生」と「保護」を目的とした法制度へと移行しつつあった。

なお、1955年のILO(国際労働機関)の第99号勧告(障害者の職業更生に関する勧告)を受け、1960年に施行された身体障害者雇用促進法(現：障害者雇用促進法)であったが、当時から政府が勧告を意図的に誤読したとして批判を浴びつつ、身体障害のみを対象とし、法定雇用率は設定されたものの強制力はなく、「ザ

ル法」と揶揄された。これがその後、今日に至るまで、わが国の障害者雇用施策が諸外国から大きく水をあげられることとなった始まりともいえる。

一方、精神障害者施策については1950年の精神衛生法施行により精神病患者監護法(1900年施行)が廃止されたが、1964年の「ライシャワー駐日大使殺傷事件」を契機とする同法の1965年改正では措置入院制度が強化され、以来「保安」と「隔離」を中心とする法制度が今日まで続くこととなる。

1960年代のいわゆる高度経済成長期において、労働災害をはじめ各地での公害(水俣病やイタイイタイ病、森永ヒ素ミルク中毒など)や薬害(サリドマイドやスモンなど)による障害者問題が相次いで社会化された。資本主義の構造的かつ必然的矛盾の激化のなかで、戦後まもなく結成された障害関係団体¹⁾に加え、当事者らによる権利要求・研究団体の結成が相次いだ²⁾。

この時期、生活保護法による日用品費月額600円と医療扶助をめぐり、結核療養所に入院中の朝日茂氏が国と争った朝日訴訟は、「人間裁判」として、社会保障の歴史に脈々と刻まれているのは周知のところである³⁾。

こうしたなかで、1969年に愛知県名古屋市で全国初となる無認可の共同作業所「ゆたか共同作業所」が開設されたのであった。

*きたむら のりゆき 旭川市立大学、社会福祉法人 あかしあ労働福祉センター

2.国際障害者年と世界の潮流のなかで発展した共同作業所運動(1970～1983年)

1970年代に入り、不就学障害児の教育権保障を要求する運動の高揚を背景に、1973年の養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する施行期日を定める政令の交付により、1979年度より、養護学校の義務教育制度の実施が実現した。戦後、教育基本法の施行(1947年)から32年が経過していた。

当時、革新自治体であった東京都は1974年度より全国に先がけて障害児の希望者全員入学を実施するなど、障害児教育は、就学問題については大きな課題解決への道が拓かれたが、教育条件整備と卒業後の進路問題が次なる課題として浮上していた。共同作業所の設置運動は、こうしたなかで全国的に拡がり、1977年に共同作業所全国連絡会(現：きょうされん)が結成されたのである。

ただし、養護学校義務制をめぐる、養護学校を新たな隔離・選別の場であるとする立場の主張も台頭し⁴⁾、権利保障を軸とする障害者運動は大きく二分化した。

一方で世界に目を転じると、1976年の国連第31回総会において、その5年後の1981年を国際障害者年とすることが決議され、第34回総会(1979年)では「国際障害者年行動計画」を策定するとともに、国際障害者年のテーマを「完全参加と平等」とすることが決定された。

その前年(1975年12月9日)には、国連第30回総会において「障害者の権利宣言」が採択された。まさに半世紀前の本宣言に込められた諸原則は、後の障害者権利条約に引き継がれることになる。

1980年には、国際障害者年を民間の立場で推進するために、国際障害者年日本推進協議会(以下、「推進協」)が結成された。世界的に見ても施策が大きく立ち遅れているという、

わが国独自の障害者問題に対し、100を超える団体が国際障害者年を契機に、それぞれの主義主張を越えての活動の始まりであった。現在の日本障害者協議会(JD)の前身である⁵⁾。

国際障害者年では、国連が各国に対し行動計画に沿った施策の展開を要請し、わが国では、総理府に国際障害者年推進本部が設置された。推進協は日本身体障害者団体連合会と全国社会福祉協議会に呼びかけ、国際障害者年推進会議を結成し、国際障害者年記念国民会議を1981年11月28～29日の両日にわたり開催、国への要求と国際障害者年の活動の継続を訴えた。この国民会議は、現在のJDF(日本障害フォーラム)の源流とも言える。

兎にも角にも、この国際障害者年は障害者問題に関する国民への啓発・普及と、官民あげて障害者施策を前進させる契機となったことは間違いない。

なお、国連は上記の行動計画で、1982年から1991年までの10年間を国際障害者年長期行動期間と定め、各国に対し国家計画の策定を勧告したが、国際障害者年の翌1982年には新たに「障害者に関する世界行動計画」を総会で採択し、1983年から1992年を「国連・障害者の10年」とし、継続的な施策推進を世界に求めた。

1983年には、ILOが保護雇用制度の実施と非政府機関である小規模作業所への公的援助を盛り込んだ職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(159号)及び勧告(168号)を採択し、日本の共同作業所運動を後押しするような国際潮流のなかで、すでに小規模作業所は全国で1000か所を超えるまでに広がっていた。

精神障害者に関しては、1983年に起きた報徳会宇都宮病院事件を契機に、わが国の精神医療は国連人権委員会はじめ国際的な批判に晒されるようになり、1987年には精神衛生法

が精神保健法として改正され、社会復帰施設が制度化された。

国際障害者年とその後に国連及び国際機関が果たした役割は、後述するように、後の障害者権利条約の採択(2006年)と批准への運動に繋がるのである。

3.小規模作業所の制度を拡充させた90年代と新たな逆風の始まり(1986~2000年)

国際障害者年から5年後の1986年、第104回通常国会で「小規模作業所の制度化に関する請願」が衆参両院で採択され、これにより従来の精神薄弱者通所援護事業に加え、翌1987年度から在宅重度障害者通所援護事業、精神障害者小規模保護作業所運営補助事業として三障害を対象とした小規模作業所に対する国庫補助制度が創設された。

しかし、これらはいずれも団体に対する間接補助事業として、全日本精神薄弱者育成会(当時)、日本身体障害者団体連合会、全国精神障害者家族会連合会(当時)に交付し、各団体が設置する配分委員会で検討し各作業所に配分するものであった⁶⁾。しかも、一か所年額70万円という低額であったため、その後も公正な補助制度を求める要求運動が続けられた。

また、法定施設における障害の種別を越えての相互利用制度や分場制度、グループホームに対する国庫補助制度等についても、いずれも請願が国会で採択されるなかで制度化を実現させ、これが後に現在の施設制度の基礎となっていくのである。

さらに1993年に心身障害者対策基本法が障害者基本法に改正され、同時に「障害者プランナーノーマライゼーション7か年戦略」の策定により、2000年を目途として初めて数値目標を設定し、地域生活支援体制を計画的に整備する従来にない施策が盛り込まれるようになった。

この時期、すでに小規模作業所は3000か所を超え、その本格的な制度化と地域生活支援体制の整備強化が進められるなかで、ついに2000年度より社会福祉法人の設立に関する要件が緩和され、定員20名以下のいわゆる小規模通所授産施設を設置運営する主体としての社会福祉法人の設立が相次いだ。ただし、小規模通所授産施設は措置制度に則った施設ではなく、年間1000万円余の運営費補助事業であるため、決してその運営は安定的ではなかったが、従来の国庫補助とは異なり、全国の小規模作業所の多くがそのまま法定施設に移行するなど、共同作業所運動が結実する制度として評価できるものであった。

しかしこの時期、1997年には財政構造改革法と同時に介護保険法が成立し、2000年から介護保険制度が施行された。国民から介護保険料を徴収し、保険方式による有料の「サービス」を提供するという、大改革の流れが始まったのである。

この流れに連動し、社会福祉分野では自助・互助・応益負担を基調とする基礎構造改革路線が強調され、すでにこの時から、いわゆる「社会福祉法人バッシング」とその制度改革も始まった。いわゆる「岡光事件」は、1996年に現職の官僚らが社会福祉施設整備費国庫補助の交付の見返りに、複数の社会福祉法人を実質的に運営する企業グループ幹部らから賄賂を受け取っていたという贈収賄事件であった⁷⁾。連発するこうした不祥事や虐待などを逆手に取り、政府は「改革」の名で社会福祉施設の整備費削減など、障害者プラン推進にブレーキをかけ、行政文書などで「サービスの選択」と「応益負担の導入」を強調するようになっていた。

1990年代後半は、もうひとつ大きな困難がうまれた。1995年1月17日の阪神淡路大震災である。関連死を含め6,432名の尊い命が犠

性となり、障害のある人たちも多くが含まれていた。しかし、精神障害者保健福祉手帳の制度化前であり、障害者全体の実態は不明である。

そのなかで、精神障害者を中心とした小規模作業所が結集し 1999 年に社会福祉法人かがやき神戸が設立され、これを機に災害時における障害者の深刻な被害と地域での連帯の必要とその重要度が顕在化した。あれから 30 年、相次ぐ災害のたびに、障害のある人のいのちと権利が「後回し」にされていることを筆者も痛感する。

なお、新しい世紀、21 世紀を迎える 2000 年には、小規模作業所はすでに 5000 か所に達していた。

4.失敗に終わった政府による「介護保険と障害者福祉の統合」の腹いせ(2003 年)

介護保険制度が 2000 年より施行された一方で、社会福祉法人の設立要件緩和と小規模通所授産施設の制度化という、きょうされんの結成四半世紀の運動の着実な成果のなかで迎えた 21 世紀。2003 年度には小規模作業所が最高値の 6025 か所に達したそのとき、政府が「財政構造改革」の名の下に打ち出したのが「介護保険と障害者福祉の統合」であった。

社会保障制度審議会障害者部会の議を経て、国は 2003 年度より「措置から選択へ」の号令で支援費制度を導入。同時に小規模通所授産施設の運営費補助を削減した。2004 年には厚労省内に介護保険制度改革本部を設置し、露骨な介護保険と障害者福祉の統合案を発したのであった。しかし、これには障害関係団体のみならず、費用負担が増大する自治体や企業からも異論が相次ぎ、全国の知事会・市長会・町村長会、経団連なども明確な反対意見を国に突き付けた。結局、国は露骨な統

合策はいったん差し戻さざるを得なかったのであるが、その「腹いせ」ともいえる策が後の障害者自立支援法であった。

5.障害者自立支援法の成立と施行(2004～2006 年)

介護保険と障害者福祉の統合を執拗なまでに追求する政府は、遂に 2004 年 10 月、「今後の障害保健福祉施策について」(改革のグランドデザイン案)を公表、「介護保険の障害者版」とも言える障害者自立支援法案を翌 2005 年に国会(第 162 回常会)に上程した。法案の問題点は、まさに利用者に多額の負担を強いる応益負担にある。また、それまで国が示していた小規模作業所を含む施設体系の見直しの方向性とはまったく異なる事業体系であることと同時に、営利企業の参入に道を開くなど、公的責任の大幅な後退に繋がる内容であった。そうしたことから障害関係団体からは相次いで反対の運動が沸き起こり、国会の会期が大幅に延長された 8 月には、郵政民営化法案の参院否決による衆院解散により、法案はすべて廃案となった。

しかし、その後の臨時国会に再上程された法案は、同年 10 月 31 日、与党の強行採決によって成立し、翌 2006 年 4 月より施行された。

案の定、障害者自立支援法は障害のある人と家族に多くの不幸をもたらした。全国各地で施設退所やサービス利用控えなどが相次ぎ、将来を不安視した障害者と家族の心中や殺害事件も多発した⁸⁾。事業所は、公費の報酬が月額単位の「措置」から日額単位の「利用」へと移行したことで、運営が不安定さを増し、職員の著しい処遇低下を招いた。これでは、まるで「支援」ではなく「止援」「死援」の法律であると批判の声が高まり、マスコミも中央・地方を問わず全国で自立支援法問題を取

り上げた。

一方で、国連では2006年12月に障害者権利条約が採択され、国際的潮流とわが国との障害者福祉の水準差はますます拡大することになった。

6.障害者自立支援法違憲訴訟(2006～2009年)

障害者権利条約が国連で採択されたのと同じ2006年12月、障害と人権全国弁護士ネットと関係団体で第1回目の「障害者自立支援法違憲訴訟全体会」が開催された。前月の11月には、自立支援法成立から1年となる10月31日に日比谷公園で15000人もが結集した自立支援法の早期見直しを求める集会を受け、障害者自立支援法を法的手段により廃止を求める運動の提起が議論されていたのである。

全体会ではその後、「障害者自立支援法110番」や現地調査の実施などを重ねつつ、自立支援法成立から3年を迎えた2008年10月31日には、30名の原告による応益負担に対する全国一斉の利用料免除申請と行政不服審査に取り組んだ。

裁判は2009年1月の大津地裁を皮切りに開始され、原告はその後、同年10月の3次提訴まで全国で70名を超えるまでに広がった。

被告の国は全面対決の構えであったが、2009年8月の衆院選挙の結果、国民に渦巻く政治不信を背景に政権交代という歴史的局面を迎え、情勢は大きな転換を迎えた。

7.政権交代と基本合意(2009～2010年)

2009年の政権交代は、首相の連続政権投げ出しとリーマンショックによる金融危機という政権への不信と閉塞感からの脱却を求める世論をバックに、総選挙で民主党308議席、自民党119議席という、政党間の力関係の逆

転により実現したのである。

障害者自立支援法の廃止をマニフェストで公約した民主党と社民・国民新党による連立政権は、「政権合意」に基づいて2009年9月19日に「障害者自立支援法の廃止」を宣言、翌2010年1月には訴訟団とのあいだで「基本合意」を締結し、障害者自立支援法違憲訴訟は、14地裁すべての裁判で被告(国)の答弁保留のまま和解協議を進め、事実上の原告勝利を実現させたのであった。

「基本合意」で国は、応益負担の導入により多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の尊厳を深く傷つけたことへの反省と、速やかな応益負担の廃止、2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し新法を制定することを約束した。

8.障害者制度改革推進会議と骨格提言(2010～2012年)

「基本合意」に基づき、国は障害者自立支援法の廃止と新法の制定に向け、2010年1月、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」を設置、その下に実質的な審議組織として障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会が4月に設置された。ここでは、2011年8月までの18回にわたる検討を経て、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言—新法の制定を目指して—」がまとめられ、それは、いわゆる「骨格提言」として新法の制定に向けての基本政策が官民双方で合意形成されたと評価できるものであった。

なお、この推進会議は2012年3月までに38回開催され、新法の制定に留まらず、差別禁止法など、障害者権利条約の批准に向けての基盤形成に向けた検討がすすめられた。内閣府の担当部署には民間団体からスタッフが派遣されたほか、総合福祉部会には55人の部会員のうち半数以上の障害当事者が構成員

として議論に加わり、骨格提言の作成に貢献した。推進会議はその後、国の障害者政策委員会として引き継がれている。

9.障害者総合支援法の成立とその後(2012年)

ところが、次第に民主党政権の改革トーンに陰りが見え始めた。2012年2月に国が示した障害者自立支援法に代わる新法の素案は、民主党政権に期待を寄せた多くの国民の期待を完全に無視するものであった。それは「基本合意」で約束された自立支援法の廃止ではなく、「骨格提言」にもほど遠い自立支援法の一部改正に過ぎず、自立支援法から「総合支援法」へと名称を変えるだけの、まさに裏切りとも言える酷い内容であった。それがまさに現行の「障害者総合支援法」である。

2012年6月には、「基本合意を守れ！」のスローガンを掲げた長期にわたる反対運動を横目に、民主党政権は自立支援法の看板だけをかけ替えた障害者総合支援法を成立させ、同年末には政権の座を再び自公に譲るという暗い時代に入ってしまったのである。

10.障害者権利条約の批准(2014年)

自立支援法が総合支援法に名前だけを代えて終わった民主党政権下の3年半であったが、制度改革の芽は着実に開花しつつあった。推進会議によるさまざまな提言や「骨格提言」で示した政策は、その後も障害者虐待防止法(2011)や障害者差別解消法(2013)の制定といったように、不十分ながらも障害者権利条約批准に向けた国内要件を具備しつつあったのである。

実は2009年3月、当時の自公政権が条約批准を閣議決定する直前に、日本障害フォーラム(JDF)⁹⁾は「国内法制の改革なしに形式だけの条約批准は受け入れられない」として、拙速な批准に反対し、閣議決定を見送らせた

経緯があった。

しかし、障害者総合支援法の施行と政権交代により、制度改革が展望し難い状況のなかで、障害者権利条約という確かな羅針盤を手にした。これは真の改革へと向かう希望の灯となり得るものであり、JDFをはじめ障害者団体は一致して国に条約批准を要求した。

政府は2013年末までに国会での条約締結(批准)の承認を得て2014年1月20日、国連事務総長に批准書を寄託し、同年2月19日に発効となったのである。国連加盟193か国中、なんと141番目という遅れた批准であったが、これこそが、わが国の障害者施策の水準を物語るものであった。

2006年の国連での条約採択から、国内では政権交代と障害者自立支援法違憲訴訟、障害者制度改革、そして政権交代と、激動の7年余が過ぎていた。その間、かつての小規模作業所や通所授産施設などは、障害者自立支援法から障害者総合支援法に依る就労支援事業所や地域活動支援センター、相談支援事業所へと、事業再編の波に呑み込まれていったのである。同時に、営利企業が障害福祉分野に参入し、以来、障害者支援(実践)の質と福祉のあり方が問われる虐待や不正等の事案が後を絶たない。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を東北地方にもたらし、障害のある人の死亡率が総人口死亡率の2倍という過酷な状況を浮き彫りにした。

11.障害者権利条約の批准と総括所見(2016～2022年)

周知のように、日本国憲法第98条は「条約の遵守」を明記している。すなわち締結した国際条約は憲法に比して劣位であるものの、一般法に優先することになる。したがって条約に相反する国内法は見直しが必須となるこ

とを意味する。全 50 条からなる障害者権利条約は、否応なく国際水準から見たわが国の障害者施策の到達を客観的指標として示すことになる。

また、障害者権利条約の締約国は、締結後 2 年以内に締約措置後の進捗を国連事務総長を通して権利委員会に提出する義務が課せられており(条約第 35 条)、権利委員会はその報告に基づいて、締約国に勧告することになっている。

日本は締約後の 2016 年 6 月 30 日に、障害者権利条約に関する第 1 回目の報告書を権利委員会に提出し、併せて民間からのパラレルレポートが複数回にわたり同じく権利委員会に提出された¹⁰⁾。

これを受けて、国連は 2019 年 10 月に日本政府に対し質問事項を提出、2022 年 8 月 22・23 日の 2 日間にわたり、ジュネーブで国連障害者権利委員会による対日審査が行われ、日本からは政府関係者のみならず、多数の民間関係者が参加し、ブリーフィング(ロビーイング)が活発に行われた。この対日審査の様子は、国連が締約国としての日本の障害者施策をどう評価するのか、世界が注視するなかでインターネットを通じて同時配信された。

上記の対日審査の直後となる同年 9 月 2 日、この対日審査に基づく日本の政府報告に対する障害者権利条約委員会の最終見解が採択され、10 月 7 日に確定された文書が「日本の第 1 回政府報告に関する総括所見」(以下、「総括所見」)である。

わが国に対する国連の上記総括所見は、A4 判 19 頁にも及び、それまでに公表された国別の勧告としては最も分量の多い内容であった。その詳細については別稿に譲るが、概括的にはほぼすべての条項に及んでいる。特徴としては、精神医療の改革に向けた勧告に多くを割き、労働や教育についてインクルーシ

ブ原則からの逸脱の指摘に比重が置かれている。

いずれにしても、この国際評価をわが国が真摯に受けとめ、迅速に政策に反映させることが期待されている。筆者は、総括所見で最も批判的に勧告を受けたとされる父権主義アプローチや人権モデルとの調和などは、日本の戦後福祉を形成してきた政策の弱点を突いたものとして捉えている。今後、定期で開催される締約国会議と 4 年ごとに権利委員会の要請により進捗を報告することについて、締約国として誠実に対応することが求められている。これこそわが国の政権に問われている課題であると筆者は考える。

12. 相次ぐ自然災害とその対応(2011 年～現在)

1995 年の阪神淡路大震災以降、その後最大震度 7 以上の地震により甚大な被害をもたらした自然災害は、東日本大震災(2011)、熊本地震(2016)、北海道胆振東部地震(2018)、能登半島地震(2024)と続き、既述のように、そのたびに障害者のいのちと権利、そして事業所運営が「後回し」にされてきていると実感するのは筆者だけではないであろう。

ただし、2004 年に JDF(日本障害フォーラム)が設立され、災害時における団体間の情報共有と障害種別等の個別の団体の垣根を越えた災害支援活動における役割が発揮されるようになった。とくに東日本大震災では、JDF が災害総合支援本部を立ち上げ、岩手・福島・宮城の各県に支援センターを設置し、支援人員を派遣するとともに、調査活動などを通して国などに対策の強化を実現させるなど、その活動は今なお能登半島地震の災害支援活動に引き継がれている。

13. 優生保護法違憲訴訟(2018 年～現在)

「優生上の見地から不良な子孫の出生を

防止する」(法第 1 条・目的)とした優生保護法は戦後間もない 1948 年に公布され、半世紀近くも経た 1996 年に母体保護法として改正された。本法による強制不妊手術を受けさせられた者は約 25,000 人、人工妊娠手術を受けさせられた者は約 6 万人に及んだ。

犠牲者本人による国への賠償を求める訴訟が 2018 年に提訴され、39 人が原告となって争われた本訴訟は 2024 年 7 月、最高裁大法廷が国への違憲判決と賠償責任を断じ、犠牲者の救済に向けた補償法が 2024 年 10 月に成立、翌 2025 年 1 月から施行された。

補償法は、強制不妊手術の被害者本人に対する補償金として 1500 万円、配偶者には 500 万円、人工妊娠中絶の被害者には一時金として 200 万円をそれぞれ国が支払うというものである。

補償法の対象者は、まさに障害の種別を問わず、さまざまな障害のある者であるが、推定では 48,000 人とされるものの、いずれも高齢か死亡により多くの救済困難事例も見込まれる。実際に本法施行後の 2025 年 2 月現在で申請したのは 694 件、認定はわずか 59 件に留まり、どこまで救済の手が差し延べられるのか、今後その真価が問われる。

優生保護法は、戦後わが国で優生思想がまさに現実として政策化され、障害者の生存権を否定する悪法であると、歴史的には誰もが認めるであろうが、その一方で、優生思想に依拠した戦時下のナチスによる T4 計画の蛮行に影響された犯人が起こした相模原障害者施設殺傷事件(2016)など、その影響は今なお根深くこの社会に巣くっていることに筆者は強い危機感を覚えるのである。

14. 新型コロナウイルス感染症とその対応 (2020 年～現在)

障害者権利条約第 11 条では、人道上の緊

急事態において、障害者の保護と安全確保のための措置を締約国に求められているが、自然災害と併せて、「取り残された障害者」問題をより浮き彫りにしたのが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)である。

感染が世界的に拡大した 2020 年当初、ルーマニアの精神障害者施設での集団感染で、隔離された利用者が多数死亡した事件が報じられたのをはじめ、国内でも精神科病院での集団感染で治療から見放され、転院もできずに多数が犠牲になるなど、まさにこの国の障害者施策の姿勢がそのまま表出したのである。

また、感染拡大による利用者減による運営費の減収や人材不足、事業所撤退など、障害福祉事業所をめぐる課題をいっそう露呈させたのが新型コロナウイルス感染症であった。これもまた、障害者自立支援法がもたらした悪しき制度の大欠陥として指摘せずにはいられない。

おわりに

戦後、高度経済成長期から今日に至るまでの障害者施策の歴史と運動を概観した。

共同作業所運動は、障害者の労働を通じての発達とゆたかな生活と人生を全うする権利を実現するための実践と運営をそれぞれの現場で展開しつつ、人権を軸とした政策転換に向けてのソーシャルアクションを担ってきた。

国際障害者年、障害者自立支援法、障害者権利条約など、その時代を画するキーワードに向き合う形で常に共同作業所運動が存在感を発揮してきた。そして半世紀を迎えてもなお、衰えることなくその価値が光り輝く存在となることを期待している。

註

- 1) 全日本ろうあ連盟(1947 年結成)、日本視覚障害者団体連合(1948 年結成)、全日本精神

- 薄弱者育成会(1955年結成)、日本身体障害者団体連合会(1958年結成)などである。
- 2) 全国障害者問題研究会(1967年結成)、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会(1968年結成)などである。
 - 3) なお、戦後直後の1947年に国立療養所全国患者同盟と国立病院患者同盟が統一し、日本患者同盟(日患同盟)が設立され、結核患者の権利運動が高じるなかで、結核回復者自身によるコロニー(作業場)が1949年に熊本で開設。その後、福岡、東京、山口などでの類似コロニーの開設を経て、1961年に全国コロニー協議会が発足した。現在の一般社団法人ゼンコロの前身である。
 - 4) 全国障害者解放運動連絡会議(1976年結成)、障害児を普通学校へ・全国連絡会(1981年結成)などである。
 - 5) JD は当時から日本障害者リハビリテーション協会(全国障害者総合福祉センター=戸山サンライズ内)に事務局を置き、障害の種類や立場、考え方の違いを乗り越え、「完全参加と平等」「ノーマライゼーション」の理念を具体的に実現することを目的に活動している(同会ホームページより)。
 - 6) 全日本精神薄弱者育成会は、その後1995年に全日本手をつなぐ育成会に名称を変更し、さらに、障害者福祉の運動を進める団体としてふさわしい組織となるため、2014年には社会福祉法人格を返上するとともに、全国手をつなぐ育成会連合会として再発足した(同会ホームページより)。また、全国精神障害者家族会連合会はその後、1990年に本部ビルを建設、1996年には栃木県さくら市にホテル兼授産施設である「ハートピアきつれ川」を建設したが、2002年に補助金の目的外使用が発覚し返還命令を受けるも負債総額約10億円を抱え2007年に破産・解散した。
 - 7) 岡光序治・厚生省老人保健福祉部長(当時)と埼玉県高齢者福祉課長(当時・厚生省から出向)が特別養護老人ホームの施設整備費補助に便宜を図った見返りに、複数の社会福祉法人を運営する「彩福祉グループ」から賄賂を受け取ったとして、係争の後、岡光は2003年6月に懲役2年の実刑が確定し収監された。
 - 8) 2006年に発生した障害のある人に関連した心中・自殺事件は、きょうされんの調査では16件にのぼる。
 - 9) JDF は「国連・障害者の10年」に続く「アジア・太平洋障害者の10年」(1993~2002)を経て、「第二次アジア・太平洋障害者の10年」及びわが国の障害者施策の推進を目的として2004年に設立された。現在14団体で構成されている。
 - 10) 2022年8月までに、JDF 及び日本弁護士会がいずれも3回にわたり、国連障害者権利委員会に意見書(パラレルレポート)が提出されている。

参考文献

- ・調一興著作選集編集委員会(編)(2011)『明日をひらく言霊 調一興著作選集』ゼンコロ。
- ・藤井克徳(2014)『私たち抜きに私たちのことを決めないで 障害者権利条約の軌跡と本質 日本障害者協議会編 JD ブックレット1』やどかり出版。
- ・藤井克徳(2021)『障害のある人の分岐点 障害者権利条約に恥をかかせないで 日本障害者協議会編 JD ブックレット5』やどかり出版。
- ・鴨井慶雄(2019)『子ども・障害のある人から見た明治150年 平和・自由・人権を』クリエイツかもがわ。
- ・児島美都子編(1982)『障害者雇用制度の確

- 立をめざして』法律文化社。
- ・国際障害者年日本推進協議会(1982)『完全参加と平等をめざして—国際障害者年のあゆみ』日本障害者リハビリテーション協会。
 - ・共同作業所全国連絡会(1997)『みんなの共同作業所 開設と運営・将来計画づくりのために』ぶどう社。
 - ・共同作業所全国連絡会(1997)「全国集会報告集 第2回(1978)～第20回(1997)」共同作業所全国連絡協議会。
 - ・きょうされん(2007)「きょうされん全国大会・総会基調報告集 第21回(1998)～第30回(2007)」きょうされん。
 - ・きょうされん(2017)「きょうされん全国大会・総会基調報告集 第31回(2008)～第40回(2017)」きょうされん。
 - ・きょうされん障害者自立支援法対策本部編(2006)『これだけは知っておかなきゃ 新制度のあらましと応益負担への対応(KSブックレット No.7 障害者自立支援法緊急ブックレットシリーズ②)』萌文社。
 - ・きょうされん障害者自立支援法対策本部編(2006)『それでもしたたかに 障害者自立支援法と小規模作業所(KSブックレット No.8 障害者自立支援法緊急ブックレットシリーズ③)』萌文社。
 - ・きょうされん障害者自立支援法対策本部編(2006)『だから言わんこっちゃない 障害者自立支援法成立の足あとと評価(KSブックレット No.6 障害者自立支援法緊急ブックレットシリーズ①)』萌文社。
 - ・きょうされん編(2002)『小規模社会福祉法人・通所授産施設開設のための総合ガイド 解説・Q&A・申請書記入例・関係法令通知』中央法規。
 - ・日本障害フォーラム(2013)『東日本大震災障害者の支援に関する報告書 日本障害フォーラムおよび関係団体による活動と提言』日本障害フォーラム。
 - ・日本障害フォーラム(2016)『東日本大震災障害者の支援に関する報告書 2 震災5年目から未来への取り組み 日本障害フォーラムおよび関係団体による活動と提言』日本障害フォーラム。
 - ・日本障害フォーラム(2023)『みんな、知っておこう！障害者権利条約総括所見のポイント解説』日本障害フォーラム。
 - ・日本障害者協議会(2011)『資料集 完全実現をめざして(骨格提言と改正障害者基本法)』日本障害者協議会。
 - ・清水寛・秦安雄編(1975)『障害児問題叢書 ゆたか作業所 障害者に働く場を』ミネルヴァ書房。
 - ・障害児教育実践体系慣行委員会編(1984)『障害児教育実践体系 7 成人期』労働旬報社。
 - ・障害者自立支援法違憲訴訟団編(2011)『障害者自立支援法違憲訴訟 立ち上がった当事者たち』生活書院。
 - ・鈴木勉・田中智子編著(2019)『新・現代障害者福祉論』法律文化社。
 - ・田中昌人編(1975)『児童問題講座 7 障害児問題』ミネルヴァ書房。
 - ・賃社編集室編(2023)『賃金と社会保障 1 月合併号(1817・1818 合併号) 特集 障害者権利条約 日本への国連勧告を受けて』旬報社。
 - ・増田一世編(2020)『精神保健福祉ジャーナル 響き合う街で 92 号 特集 私たちの権利・尊厳・平等 障害者権利条約で検証する』やどかり出版。
 - ・ソーシャルワーク研究編集委員会編(2024)『ソーシャルワーク研究第7号』中央法規。